

公立大学法人高崎経済大学事務分掌規程

平成23年度  
規程第18号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人高崎経済大学（以下「法人」という。）の事務分掌に関し、必要な事項を定める。

(副学長の分掌事務)

第2条 公立大学法人高崎経済大学基本規則（平成23年度規程第3号。以下「基本規則」という。）第29条第2項に規定する副学長の分掌事務は、次に定める区分に従い、学長を補佐するものとする。

(1) 教育担当 教育の改善及びその推進に関すること。

(2) 研究担当 研究の改善及びその推進に関すること。

2 副学長は、前項各号に掲げる職務のほか、学長が命ずる職務について所掌するものとする。

3 副学長は、学部長、研究科長及び組織の長に必要な助言又は指導を行うことができる。

4 その他学長の指示する事項に関すること。

(学部長の分掌事務)

第3条 基本規則第30条第1項第1号に規定する学部長の分掌事務は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 学部教授会に関すること。

(2) 他学部、各研究科との調整に関すること。

(3) 学部に所属する教員を統督し、学部の運営上必要な助言又は指導を行うこと。

(研究科長の分掌事務)

第4条 基本規則第30条第1項第2号に規定する研究科長の分掌事務は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 研究科委員会に関すること。

(2) 他研究科、各学部との調整に関すること。

(3) 研究科に所属する教員を統督し、研究科の運営上必要な助言又は指導を行うこと。

(学生部長の分掌事務)

第5条 基本規則第30条第1項第3号に規定する学生部長の分掌事務は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 学生の生活全般への支援及び福利厚生に関すること。
- (2) 学生への支援又は指導について全学的な調整に関すること。
- (3) 学生の賞罰に関すること。

(学部長補佐)

第6条 基本規則第31条第1項第1号に規定する教務担当学部長補佐及び入試担当学部長補佐の分掌事務は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 教務担当学部長補佐 学部の教務を統括し、学部長を補佐する。
- (2) 入試担当学部長補佐 学部の入試を統括し、学部長を補佐する。

(学科長)

第7条 基本規則第31条第1項第2号に規定する学科長の分掌事務は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 学科に関すること。
- (2) 他学科との連絡に関すること。
- (3) 学科に所属する教員に対して、学科運営上必要な連絡、調整を行うこと。

(学生部長補佐及び基礎教育センター長補佐)

第8条 基本規則第31条第1項第3号に規定する学生部長補佐及び同項第4号に規定する基礎教育センター長補佐の分掌事務は、別に定めるもののほか、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 学生部長補佐 学生部の運営において、学生部長を補佐すること。
- (2) 基礎教育センター長補佐 基礎教育センターの運営において、基礎教育センター長を補佐すること。

(事務局)

第9条 基本規則第16条第1項に規定する事務局に事務局長を、グループにグループリーダーを、チームにチームリーダーを置く。

- 2 前項に定めるもののほか、グループに、グループサブリーダーを置き、担当するチームを統括管理させることができる。
- 3 事務局には、次のグループを置き、当該グループにチームを置く。
  - (1) 総務グループ 庶務チーム、企画チーム、財務チーム、経理チーム
  - (2) 入試広報グループ 入試チーム、広報チーム

(3) 教育グループ 教務チーム、学生支援チーム、キャリア支援チーム、国際交流支援チーム

(4) 研究グループ 研究支援チーム、図書館チーム、情報システムチーム  
(職名及び職務)

第10条 事務局職員の職名及び職務は下記の区分による。

職名	職務
グループリーダー	上司の命を受け、おおむね次に掲げる職務を行う。 (1) 所管事務の事業計画及び実施計画を策定し、その計画の達成に努める。 (2) 所管事務の処理方針を決定し、事務分担を定める。 (3) 所管事務の執行状況を把握し、事務処理の調整と協調を図る。 (4) 所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、所属職員の能力の向上を図る。 (5) 他のグループとの連絡及び調整を行う。
グループサブリーダー	グループサブリーダーは、上司の命を受け、おおむね次に掲げる職務を行う。 (1) 所管事務を掌理し、担当チームを統括管理する。 (2) 所管事務の処理計画を立案し、その計画を管理する。 (3) グループ内の他のチームとの連絡及び協調を図る。
チームリーダー	チームリーダーは、上司の命を受け、おおむね次に掲げる職務を行い、上司を補佐する。 (1) 所管事務の処理計画を立案し、その計画の達成に努める。 (2) 事務処理方針を示し、所属職員間の協調を図る。 (3) 所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、分担事務に従事する。 (4) グループ内の他のチームとの連絡及び協調を図る。
主査及び主任	担当する専門的事務を処理し、その事務に従事する職員を指導する。
主事	定型的業務に従事する一般事務職員の職務。

(事務局長)

第11条 事務局長の分掌事務は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事務の総括に関する事。
- (2) 事務局職員の管理監督に関する事。
- (3) 新規事務等の所管グループの調整に関する事。
- (4) 前各号に定めるほか、事務局の管理、運営に関する事。

(総務グループ)

第12条 総務グループの各チームの分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 庶務チーム

- ① 秘書に関する事。
- ② 文書及び公印に関する事。
- ③ 人事(教員人事に関するものを除く。)、労務及び服務に関する事。
- ④ 給料及び手当に関する事。
- ⑤ 組織及び人員の管理に関する事。
- ⑥ 職員の福利厚生及び労働安全衛生に関する事。
- ⑦ 学術団体等の行事の後援に関する事。
- ⑧ その他法人の庶務に関する事。

(2) 企画チーム

- ① 法人運営の総合調整に関する事。
- ② 法人の経営戦略に関する事。
- ③ 特命による調査及び企画に関する事。
- ④ 理事会、経営審議会及び教育研究審議会の庶務に関する事。
- ⑤ 中期計画及び年度計画に関する事。
- ⑥ 自己点検・評価及び外部評価に関する事。
- ⑦ 規則、規程等の制定及び改廃の総括に関する事。
- ⑧ 学長の選考に関する事。
- ⑨ 学長選考会議の庶務に関する事。
- ⑩ 教員人事に関する事。
- ⑪ 人事委員会及び学部業績審査委員会の庶務に関する事。
- ⑫ 事務改善に関する事。
- ⑬ 研修に関する事。
- ⑭ 式典に関する事。

- ⑮ 監査に関する事。
- ⑯ 関係諸団体との連絡調整に関する事。
- ⑰ その他企画及び調整に関する事。

### (3) 財務チーム

- ① 予算の編成等に関する事。
- ② 支出予算の執行及び管理に関する事。
- ③ 収入契約決議に関する事。
- ④ 契約に関する事。
- ⑤ 旅費に関する事。
- ⑥ 入学式及び卒業式に関する事。
- ⑦ 資産及び施設の管理並びに運用に関する事。
- ⑧ 保有車両の管理に関する事。
- ⑨ 物品管理の総括に関する事。
- ⑩ 消防、防災及び危機管理に関する事。
- ⑪ その他法人の財務に関する事。

### (4) 経理チーム

- ① 決算の調製等に関する事。
- ② 支出予算の審査及び支払に関する事。
- ③ 収入予算の入金管理に関する事。
- ④ 現金、預貯金等の出納及び管理に関する事。
- ⑤ 貯蔵品の管理に関する事。
- ⑥ 基金管理委員会の庶務に関する事。
- ⑦ 授業料の徴収に関する事。
- ⑧ その他法人の経理に関する事。

(入試広報グループ)

第13条 入試広報グループの各チームの事務分掌は、次のとおりとする。

#### (1) 入試チーム

- ① 入学試験の実施に関する事。
- ② 大学入学共通テストの実施に関する事。
- ③ 入学料の徴収に関する事。
- ④ その他入学試験に関する事。

#### (2) 広報チーム

- ① 学生の募集に関すること。
- ② 法人広報、大学広報及び学生の募集に係る広報活動に関すること。
- ③ 広報室の庶務に関すること。
- ④ 報道機関との連絡に関すること。
- ⑤ その他広報に関すること。

(教育グループ)

第14条 教育グループの各チームの事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 教務チーム

- ① 学修支援に関すること。
- ② 学生の科目履修及び授業時間割に関すること。
- ③ 授業及び試験に関すること。
- ④ シラバスの作成に関すること。
- ⑤ カリキュラムの編成等に関すること。
- ⑥ 学業成績、進級及び卒業に関すること。
- ⑦ 成績及び履修等に係る各種証明に関すること。
- ⑧ 教授会及び研究科委員会の庶務に関すること。
- ⑨ 障害学生の学修支援に関すること。
- ⑩ 基礎教育センターの庶務に関すること。
- ⑪ その他教務に関すること。

(2) 学生支援チーム

- ① 学籍に関すること。
- ② 学生の休学、復学、転学及び退学に関すること。
- ③ 学生の生活の支援及び指導並びに福利厚生に関すること。
- ④ 学生の賞罰に関すること。
- ⑤ 学生の健康管理に関すること。
- ⑥ 保健室に関すること。
- ⑦ 学生の修学及び生活環境に関すること。
- ⑧ 学生の自主的な社会・地域貢献活動に関すること。
- ⑨ 学生団体との連絡調整に関すること。
- ⑩ 入学料及び授業料の減免に関すること。
- ⑪ 各種奨学資金に関すること。
- ⑫ 在学及び通学等に関する各種証明に関すること。

- ⑬ 学生の施設使用及び利用に関すること。
- ⑭ 学生部及び学生支援委員会、学生賞罰委員会の庶務に関すること。
- ⑮ 学生ボランティア活動支援室に関すること。
- ⑯ 障害学生に関すること。
- ⑰ 学生サポートルームに関すること。
- ⑱ 同窓生に関すること。
- ⑲ その他学生の支援に関すること。

#### (3) キャリア支援チーム

- ① 就職の相談及び支援に関すること。
- ② 学生の進路状況等の把握に関すること。
- ③ キャリア支援センターの庶務に関すること。
- ④ その他学生のキャリア支援に関すること。

#### (4) 国際交流支援チーム

- ① 交換留学（派遣・受入）に関すること。
- ② 海外提携校への短期語学留学に関すること。
- ③ 個人検索、業者提案プログラムに関すること。
- ④ 海外フィールドワーク、ボランティア、インターンシップに関すること。
- ⑤ 海外研修支援事業（助成金）に関すること。
- ⑥ 国際交流センターの庶務に関すること。
- ⑦ 海外提携校の拡充に関すること。
- ⑧ 国際学科の海外語学研修プログラムに関すること。
- ⑨ English Caféに関すること。
- ⑩ その他国際交流支援に関すること。
- ⑪ 信書その他の郵便物等の受領及び配布に関すること。

#### (研究グループ)

第15条 研究グループの各チームの事務分掌は、次のとおりとする。

#### (1) 研究支援チーム

- ① 研究支援に関すること。
- ② 研究費の執行及び管理に関すること。
- ③ 科学研究費補助金等競争的資金の獲得に関すること。
- ④ 知の拠点化推進室の庶務に関すること。
- ⑤ 地域科学研究所の庶務に関すること。

- ⑥ 学内学会等に関する事。
- ⑦ 本学における研究大会等への資金的援助に関する事。
- ⑧ その他研究支援に関する事。

(2) 図書館チーム

- ① 図書、電子情報及び資料の管理等に関する事。
- ② 図書館の運営及び管理に関する事。
- ③ 図書システムの管理に関する事。
- ④ レファレンス等に関する事。
- ⑤ 図書館の庶務に関する事。
- ⑥ 他の図書館との相互利用に関する事。
- ⑦ その他図書館に関する事。

(3) 情報システムチーム

- ① 大学の高度情報化推進に関する事。
- ② コンピュータシステムの管理に関する事。
- ③ 学内ネットワークシステムに関する事。
- ④ 学生の利用に係るコンピュータ室に関する事。
- ⑤ 情報公開及び個人情報保護に関する事。
- ⑥ 情報基盤センターの庶務に関する事。
- ⑦ 大学情報アーカイブに関する事。
- ⑧ その他AV機器及び情報システム並びに電子情報の管理に関する事。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、経営審議会及び教育研究審議会に諮り、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 高崎市から派遣された職員（管理職を除く。）の職名は、第10条の規定にかかわらず、高崎市における組織上の職名を用いるものとする。

附 則（平成24年3月14日第156号）



この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月13日第96号）

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月14日第27号）

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月11日第105号）

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月6日第2号）

この改正は、平成28年4月6日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年1月18日第21号）

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月15日第43号）

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月14日第25号）

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月12日第13号）

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月9日第14号）

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月15日第38号）

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月13日第24号）

この改正は、令和6年4月1日から施行する。